

## 第5回名張市介護保険推進協議会 議事録

日 時 令和2年8月19日(水)

午後1時30分から

場 所 名張市役所 1階 大会議室

### 出席者(所属機関)

会長 白澤政和(国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科)

副会長 東明彦(名賀医師会)

小林庄藏(名張市老人クラブ連合会)

富森盛史(人権擁護委員)

粉川香織(社会福祉法人名張厚生協会)

橋本由佳(三重県介護支援専門員協会伊賀支部)

梅崎享子(名張市民生委員児童委員協議会連合会)

森本良樹(地域づくり代表者会議)

平井吾一(伊賀歯科医師会)

福田千恵子(隠おたがいさん事務局)

### 事務局

名張市 福祉子ども部長 森嶋和宏

地域包括支援センター センター長 中野雅夫、係長 上田紀子、係長 柴垣維乃

介護・高齢支援室 室長 栗原ひかる、係長 金森陽子、主任 宮本寛太

### 1. 開会のあいさつ(名張市福祉子ども部長)

お盆を過ぎて大変な暑さが続く中、名張市介護保険推進協議会にご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日頃から委員の皆様方には、医療、介護、福祉、地域での見守りなどそれぞれの分野でご尽力を賜っておりますこと御礼申し上げます。この新型コロナウイルス感染症につきましても、8月に入ってから全国的に急増する中、皆様方には感染症の予防に努めていただきながらの毎日かと存じます。私どもも感染症の予防に努めながらできるだけ社会生活を維持していく、高齢者の方、障害者の方、支援を必要とする方への見守り等を継続していく方法を探っているところでございます。今日は、この会議の中で次期の計画について、国の方で示されました基本的な方針に基づきながら名張市介護保険事業計画を策定してまいりたいと思っておりますので、皆様方から、ご意見ご指導を賜りたいと存じます。本日は、どうぞよろしくお願ひ致します。

### 2. 事務局より報告

(事務局)

本日は杉本委員、徳山委員より、都合により欠席のご連絡をいただいております。協議会委員12名中10名の出席により、名張市介護保険条例施行規則第47条第2項の規定(委員の過半数出席で

会議成立)に基づき、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、終了後に会議録を作成します関係上、本会議の内容を録音させていただきますのでご了承ください。

### 3. 会長あいさつ

介護保険事業計画も第8期ということで順調に進んできたと思いますが、今もございましたように新型コロナウイルスのことも考えますと、介護保険もきちっと意識していかないといけないかと思えます。名張の感染率は少ないですが、母親もデイサービスのお世話になっており、非常に緊張した毎日です。日本の死亡率が低い要因の一つは、介護保険施設で少ないというのが大変大きな理由かと、皆がリスク管理をして、そういうことを日常生活に盛り込んでいけたらと思えます。

### 4. 議事

(会長)

最初に、高齢者人口と要介護認定者の推計について、事務局から説明をお願いします。

#### (1) 高齢者人口と要介護認定者数の推計について

事務局より資料説明

(会長)

高齢者人口や要介護認定者数の推計というのは、一つは財源の確保ということで第1号被保険者からの保険料、あるいはサービスの基礎資料となり、国の見える化システムに基づき計画の骨子がつくられることとなります。

この推計によると、一つは2040年には名張は65歳以上の方が4割近くになる。

また、全国、三重県と比べると認定率はあまり変わらない、ただしその中の要支援の比率が名張は少ない。これについて名張市はどう解釈しているのでしょうか。

(事務局)

この傾向は近年続いており、地域づくりでの取組が進んでいるというのが要因の一つと考えておりますが、総合事業というのが平成30年から今期の3か年で「新しい総合事業」となっており、その中では、要支援者に事業対象者が新たに加わっており、認定まで受けなくても、総合事業を受けられる仕組みが充実している。実際には今チェックリストに基づく事業対象者の方は36名でございますが、総合事業と通常の住宅改修など従来の予防支援の事業サービスを使う方が大方5割から6割程度と、必要な方が必要なサービスを求めて認定を受けていただいているというのが実際のところであり、サロン活動が充実しているというのも、名張市では大きいと考えています。

(会長)

サロン活動が影響しているとすれば、地域別でサロン活動を積極的にやっているところとやっていないところで認定率がどう違うのか、地域別の集計があると説得力がある。

(事務局)

15地域それぞれでの活発度が若干違うところもあります、地域別の認定度もあるかと思いますが、間に合わなければ次回にはお示しできればと思います。

昨年、地域ごとの活動状況と認定率に相関があるかを確認してみたところ、地域の人口状況や転出入、居住地に施設が多くあるところでは認定率が上がるなど、サロン活動と認定率の相関を見ることが難しく、サロンの活動を丁寧に見ながら、活動から予防につながることをお示しできるよう探っている状況です。

(会長)

ぜひそのあたりがでてくれば説得力があり、お願いしたい。

これがベースになって、介護保険事業計画がつけられるわけですが、お認めいただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続いて、第8期介護保険事業計画の策定について、事務局説明をお願いします。

## (2) 第8期介護保険事業計画の策定について

事務局より資料説明

(会長)

ありがとうございました。介護保険事業計画の基本的な考え方を今日は議論していただくということで、まずは資料2-1にある基本理念、3ページ目の上が今回の案ということでご意見をいただきたい。そして、その計画案の柱が4ページに書いてある基本目標5つで進めていきたいということを事務局から説明ありました。具体的な中身は次の資料2-2ですが、まず資料2-1から何かご質問はありますか。

基本的には第7期の事業計画を引き継ぐというのがかたちですね。少しアンダーラインのところを追加的に書かれています。

地域共生社会のことが中心に書かれていますが、基本理念に書いてあり、計画の中で8050問題(80代の要介護者と50代のひきこもりの家庭)とか、そういう家庭に対してどうするのかというのがどこかに書き込まれるのでしょうか。これは地域福祉計画にも絡む話ですが、地域共生社会のことがほとんどになっていると、そこをどういう人に対してもきちっと対応していくことが計画の中に盛り込まれていくと想定していいのでしょうか。

(事務局)

会長もおっしゃったように地域福祉計画でも「ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち名張」を理念として、共生社会を前面に押し出したかたちのものとなっております。市の基本構想でも総合計画で共生社会に重きを置いていまして「ともに考えともに築き、未来につなぐ 福祉の理想郷」ということで、今非常に国の方針としても地域共生社会を推し進めていくという方向性がありまして、国の基本理念にあわせて追加をさせていただいているところでもございます。前回のときも共生社会がある中で、今回比重が高かったのは、高齢者だけでなく障害者福祉、児童福祉、生活困窮者

を含めての取組も主としてさせていただいている中で、この介護保険事業計画でも3か年で事業所として共生サービスを実施したのは1事業所であったものの、5つの目標の中にどういったかたちで盛り込むかは、よく検討させていただいた上でご意見を踏まえて施策とさせていただきたい。

(会長)

これはコメントですが、「我が事・丸ごと」は、今はあまり使わなくなっている。別の言葉に今回、かえた方がよい。昔は、「我が事・丸ごと」地域共生社会と言っていたが、今はあまり使わなくなっている。多様な主体が、主体的に、分野をこえてつながる。後から変更を考えていただきたい。

(事務局)

いただきましたご意見をもって修正する方向で検討させていただきます。

(会長)

他にはいかがでしょうか。お認めいただくことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

資料2-2はいかがでしょうか。これは、基本目標に合わせた具体的な事業の中身ということで、介護保険事業計画の目玉みたいな話になってくる。いかがでしょうか。

お聞きしたい。基本目標2で施設は今回、3年間つくらない。特別養護老人ホームも介護老人保健施設、介護医療院もつくらない。そのことで逆に言えば今、名張では待機ケースがないということでしょうか。

(事務局)

施設サービスの件について、今期最終年度の中で特別養護老人ホームが80床整備される中で、待機の方が全て解消されるかということそうではないと事務局として思うところではありますが、不足する部分は、小規模多機能の整備及びグループホームの整備を引き続き継続させていただく。今年度も新たな整備を今年度末完成の予定でさせていただくところですので、在宅サービスでの支援を並行しつつ、国からの示しがあつた有料老人ホーム等の整備数を踏まえた上での施設整備を考えるということで、施設への調査をさせていただいているところです。報告いただいている中では、介護度の重い方も住宅型の施設で在宅サービスを使っていると把握しており、こういったものも社会資源と考え、この新たな次の3か年につなげていきたい。

(副会長)

資料2-2で、通所型サービスの緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）とは、どういうものでしょうか。

(事務局)

検討案ですが、他市で既に実施している例があり、この3か年でも民間団体から委託事業があるかとの問い合わせもあり、基準緩和型の通所型サービスというのは、スポーツジムや接骨院で空き時間を活用し厳しくない人員基準の中で、安価にリハビリ的なことができるかどうか、手をあげる事業者

があれば検討していきます。

(会長)

先の質問とも絡むのですが、施設についてこういうかたちでやるというのは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅ができていますので、そこでのカバーもできるのだらう。しかし、説得力のある書き方をすると、施設サービスは介護保険施設だけでなくこういうものも活用して、計画の中にきちっと数字を入れてサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームがどれだけあって、そこを合わせてカバーすることを書き込むことが大事である。要するに計画を見た市民が、高齢者が増えているのに施設は増えないのかという不安感に絡んでくる、こういうものが増えてカバーできると分かれば安心感につながる、そういう書きぶりをしていただくとありがたい。

(事務局)

いただいたご意見を踏まえて計画に盛り込みたいと思います。

(会長)

基本目標1の自立支援、介護予防・重度化防止の推進というときに、自立支援はなんか軽度者だけの自立支援というイメージになってしまうような。重度の人の自立支援もあるわけで、介護予防・重度化防止の推進ぐらいのほうが良いのではないかと。逆に基本的な理念に自立支援をもう少しきちっと書き込んだらどうかという、そんなイメージがします。なんか自立は軽度者とかそういう人たちの話かと誤解されないかなと思います。他にいかがでしょうか、何かご意見ございませんでしょうか。

だいたいこれぐらいが全体像ですかね。権利擁護みたいなものは。

(事務局)

権利擁護については、基本目標5の住み慣れた地域で生活するための安全・安心の確保の中に入れております。実際には他の認知症施策にも係って横断的になってこようかと思いますが、いったん位置づけの中で基本目標5としています。もしそぐわないようであれば移動が必要であれば検討します。

(会長)

いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。恐らくこれが計画の幹みたいなもので、これを広げていって計画ができあがってくる。数値的なものの中に入って来る。こういうかたちで計画が出来上がってくる。

日常生活自立支援事業はやっているのでしょうか、成年後見は書いてありますが。

(事務局)

もちろんやっています。社会福祉協議会がやっております。

(会長)

権利擁護も入れたらどうか。要するに後見人とかではなくて、通帳の管理をしてくれるとか、一人

暮らしの介護保険料を代理で払ってもらおうとか。

(事務局)

市の取組事業を書いており、名張市社会福祉協議会の取組事業としていただいているもので、市の事業の中には記載がありませんでした。

その内容については権利擁護のところに社会福祉協議会と連携してやっていく部分について記載をさせていただいて、取組としては社会福祉協議会がやっていただいているのですが、計画の中にも実際連携している部分がありますので、記載するよう検討させていただきたい。本日、社会福祉協議会事務局長の欠席ではありますけども。

(会長)

安全・安心して何も市がやるだけで安全・安心が担保できるわけではなく、社会福祉協議会の活動もあれば住民の見守り活動も安全・安心につながっていて、名張市が何をするかというより、利用者にとって安全・安心に何があるのか。だから市の計画というよりも、市もあるけどいろんな団体やそういう人たちの計画でもあるわけです。ここに書いてある見守りとか、住民主体の支援、みなそうじゃないですか。だから、あまり市と社会福祉協議会だからと峻別するよりもどういうふうに一人ひとりの高齢者を支えられる計画をつくるかという視点の方が住民の方々にとっては大事で、そういうかたちで考えていただきたい。

(富森委員)

権利擁護事業の中の成年後見制度は、人権擁護委員として入っておりますが、法務局が窓口をつくって積極的に相談に応じるシステムをつくっている。あまり認知されていないこともあって、利用の度合いはそう高くはない。ですから社会福祉協議会とか関係機関との連携もこの中に入っていて、そういう文言があれば、少しばかり市の負担も軽くなるのではないかな。

資料の網掛けの意味について教えていただきたい。

(事務局)

資料2-2の網掛けの部分ですけども、従前の事業のところに新たに追加したものが網掛けをしたのが基本的なところなんです。従前からの事業に関して文言を加えた箇所と新たな内容に変えたところの線引き等がないかたちになっておりますけれども、そのもの自体については第7期計画にそのまま表現として入っていたものになります。色塗りをした事業については、新規に追加をしたものになっております。基本目標5の(6)災害と感染症に対する備え自体は、新たな項目で網掛けをしています。既存の事業の中に補足的に米印で説明するなど、見えづらい資料構成になっており申し訳ございません。

(会長)

全体をこの骨組で計画をつくっていく、できればご意見をいただければありがたい。

(福田委員)

基本目標2の要介護となった高齢者へのサービスの充実・強化とありますが、現状数で維持しますとか、どこが充実とか強化になっているのでしょうか。改善される箇所を教えてください。

(事務局)

前回の会議で施設サービスの整備等について、どちらの施設を増やしていくかに関して、施設整備はそのまま現状維持で、認知症グループホームについては1事業所の推進を、定期巡回、認知対応型訪問看護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護支援事業所については今回の中では応募いただけなかったですけども引き続き市内に事業所なりに置いていただけるようなかたちでの推進を図っていきたいとご説明させていただいた内容が、新たな施設整備ということになってこようかとは思いますが。それ以外にも、施設サービスとしての充実強化という部分につきましては、施設整備数としては現状据え置きとはなりますが、この令和3年から新たに特別養護老人ホームが80床整備され、また民間ではありますがサービス付き高齢者向け住宅が50床整備されていくと聞いております。こうした中でさらに、こういった意味での充実強化を市としてさせていただきたいという意味でこの目標としています。内容的にそぐわないようなことがあれば再度検討させていただきます。

(会長)

介護保険施設の数は国が一定の基準を示していると思うが、昔は参酌基準とかあったが。心配しているのは、施設をつくらずにサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームでどれくらいカバーできて、グループホームを18床増やす一方で老人保健施設が48床減っていく中で大丈夫だというメッセージをきちっと出さないといけない。維持します、維持します…だけではどうカバーしていくのか、しかも在宅でできる限り長く支えられるような仕組みをベースにしないとうまく説明できない。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、在宅のサービス事業者が増える、介護保険のサービスを使っているわけですから、そのあたりをきちっと説明ができれば施設だけでなく有料老人ホームも選択肢の一つとしてあることを理解できるようになる。

(事務局)

先ほどの議論の中での各地域別の要介護度別利用者数の資料についてお配りしますので、地域包括支援センターより補足の説明をさせていただきます。

地区別の認定率を示したものです。先生からサロンとの相関を見てみてはとのことですが、サロン活動の地域での広がりや認定率を直接に判断するのは難しい面があります。国津地域では高齢者の割合が非常に高いことが直接的に反映されているという状況でもあります。年齢調整や転出入、調査の仕方を含めて、再度、研究が必要でもあります。平成30年10月1日現在の状況についてご提示させていただきます。

(会長)

確かにこれだけでは分かりにくいですね。要支援1の比率が高いのは鴻之台・希中央地区、低いのがつつじが丘・春日丘地区、国津地区、中々その説明は難しい。

(事務局)

実際にサロン活動の数が多かったりとか有償ボランティアの仕組みがあったりとか、そういう地域が低いということは言えるかと思いますが、それが現実的にだからそうだとは言えない。活動がある方が低いとはいえますが、こうだからと決定的な言い切りができないというところです。

(会長)

先ほど権利擁護の話がでてまいりましたが、それについても少し広く権利擁護を捉えたらいいんじゃないか。今一番権利擁護で困っているのが、一人暮らしの身寄りのない人の対応が難しい。施設に入るのも中々入れない。そういう意味では、かなり身寄りのない認知症の一人暮らしの対応が困っている。そういう人たちの後見人であるとか、そういうものを一体誰がサポートしていくのかっていうのが成年後見なんかとミックスさせながらの議論になっていて、それはレアケースですけども大変大きな課題ではあります。ぜひ名張でも何か考えていただきたいと思うのですが、そういう人たちの身寄り、後見とかたちだけでなく保証人の仕組みみたいなものをどうつくっていくのか。そういうことも大きな課題です。

他にございませんでしょうか。なければ、これで終わりにさせていただきます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

お忙しいなか議論いただきましてありがとうございました。取組と目標の内容、理念につきまして、もう一度事務局でいただきましたご意見をもとに見直しをさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。また、次回10月に最終、第8期計画をほぼ完成に近いかたちのものをお示しさせていただくことになってくると思いますので、その際にも、もう一度改めて今日いただいたご意見を踏まえたものをご提示させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 5. その他

(事務局)

次の開催日時につきましては、10月7日(水)1時30分より場所は市役所3階301・302会議室となります。

以上をもちまして、第5回名張市介護保険推進協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。